

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第 2 期 7 号 — 通巻第 19 号 —)

Working Paper Series 2-7-7

2012 年 3 月 31 日

第I部：特集 《『中国社会市場経済の現在』をめぐって》

中国の非正規就業の問題と特徴

溝口由己

(新潟大学経済学部准教授 mizoguti_at_econ.niigata-u.ac.jp)

http://www.unotheory.org/news_II_7

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail:contact_at_unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>.

中国の非正規就業の問題と特徴

溝口由己

【論文要旨】

本稿は、中国の非正規就業の現状を、マクロデータとマイクロデータを利用しその全数と属性を把握することで、非正規就業拡大をもたらした要因を探ったものである。結論として、2004年現在、都市部就業者（農民工含む）の約7割に相当する2億5799万人が都市部の非正規就業者であり、おおよそ1994年頃から拡大が始まっていること、非正規就業者の約4割が農民工で、都市戸籍者は約6割あり、都市戸籍者のうち非正規就業に就く傾向がより強いのは、リストラ経験者、学歴が相対的に低い者（中・高卒者）、就業経験年数の短い者、女性である。このことから、中国での非正規就業の拡大は、都市部で90年代半ば以降雇用吸収の担い手が正規部門から非正規部門に移行したことが主因で、それに加えて出稼ぎ農民工が増加したことによるとまとめることができる。

1. はじめに

“雇用の非正規化”は90年代後半以降の日本の労働市場の変化を把握する際の重要なキーワードとなってきた。視野を横に広げて国際的な広がりの中なかで見ると、お隣の韓国でもほぼ日本と同時期に（韓国では特にアジア金融危機後の98年にIMFの管理下におかれた時期から）非正規雇用率が高まっている。さらに日韓だけではなく、実は中国でもほぼ同時期に雇用の非正規化が進展しており、本章は特にこの中国での非正規雇用の進展とその特徴を概観することを目的とする。

さて日本では、雇用の非正規化進展の主要因として、90年代半ば以降の日本企業が労働分配率を抑えるべく採った手法の一つが新卒正規雇用採用の抑制であることが挙げられてきた[玄田：2001]。その結果として、若年層での非正規雇用率の高まりと男性における新たな雇用の非正規化

が日本での“雇用の非正規化”の特徴として現れることになったというわけである。では中国において非正規雇用進展を導いた太い線は何であるのか、この問題を道しるべとして以下みていくことにする。

2. 非正規就業をめぐる中国の国内研究

(1) 非正規就業の定義

近年中国国内でも非正規就業について取り上げる研究が多くはないが少しずつ出てきている。但し中国で近年問題として取り上げられているのは多くの場合個人業主も含めた非正規就業であって日本や韓国で問題とされる非正規労働ないし非正規雇用ではない。また中国全体をではなく、都市部の非正規就業のみを扱う場合がほとんどである。そのため問題の枠組みが日韓とは異なることになるが、本章では中国で通常なされている都市部の非正規就業に焦点を当てる問題設定に即して議論を進め、その中の一問題として非正規雇用にも光を当てる。

復旦大学の研究グループは『2006 中国非正規就業発展報告』([復旦大学:2007])を2007年12月に発表し、これは中国国内のメディアでも注目された。また日本の厚生労働省に相当する労働和社会保障部が毎年刊行している労働白書([労働和社会保障部労働科学研究所:2005])も少ない頁数だが非正規就業について分析している。

前者の復旦大学研究グループの報告によれば、中国都市部の非正規就業者数は約1.3億人であり、都市部就業者の約2人に1人が非正規就業者であるとしている。ところで、国家統計局では非正規就業についての公式の定義を出しておらず、いわゆる官庁統計に非正規就業者を直接に扱っているものはない。そこで復旦大学研究グループは独自に非正規就業に対し次のように定義している。つまり「非正規就業とは、正規部門で正規に労働契約を結んだ就業ではない、それ以外の非正規部門就業と正規部門非正規就業とを指す」と。この定義は労働和社会保障部の労働白書が非正規就業を分析する際に用いる定義と同じものであり(但し後述するように差異もある)、中国国内での非正規就業の定義としてかなり一般性をもつと思われる。そこでまずは中国国内で一般に使用されている非正規就業に対するこの定義から吟味しよう。

まず正規部門と非正規部門であるが、公式統計で部門別に労働力人口を扱う際、それらは国有

単位、集団所有単位、株式企業、外資系企業、私営企業、個人業主などに分類されるⁱ。ここで正規部門とされるのは国有単位、集団所有単位、株式企業、外資系企業であり、私営企業、個人業主は非正規部門とされる。但し、私営企業に関しては、復旦大学研究グループは正規部門として扱い、労働和社会保障部の労働白書では非正規部門として扱うという違いがみられる。これはおそらく行政の区分として国有単位と集団所有単位の伝統部門および伝統部門が株式転換した株式企業、それに外資系企業を加えた範囲を正規部門としてきたため労働和社会保障部の労働白書ではこの区分を踏襲している。但し私営企業とはそもそも被雇用者が8人以上の民間人が所有する企業で、私営企業として登記されているものを指し、単独出資企業、パートナーシップ企業、有限責任会社の3種類からなるが、私営企業のうち約6割を占める有限責任会社は中国の条例ⁱⁱに照らして法人組織であるため(したがって逆に私営企業として登記されている単独出資企業とパートナーシップ企業は法人組織ではないという点で実は日本の自営業の概念に合致する部分)、復旦大学研究グループではこの有限責任会社を正規部門に算入したかったが私営企業から有限責任会社だけを除いた就業者数の統計がないため私営企業全体を正規部門としたものと思われる。私営企業の扱いに以上のような違いがあるが、ここでは官庁である労働和社会保障部の区分に従うこととすると非正規部門(私営企業や個人業主を含む)の就業者がまずは非正規就業者とされる部分である。もうひとつ正規部門の非正規就業とは、正規部門に就業する臨時労働者や派遣労働者など正規の労働契約を交わしていない就業者を指す。

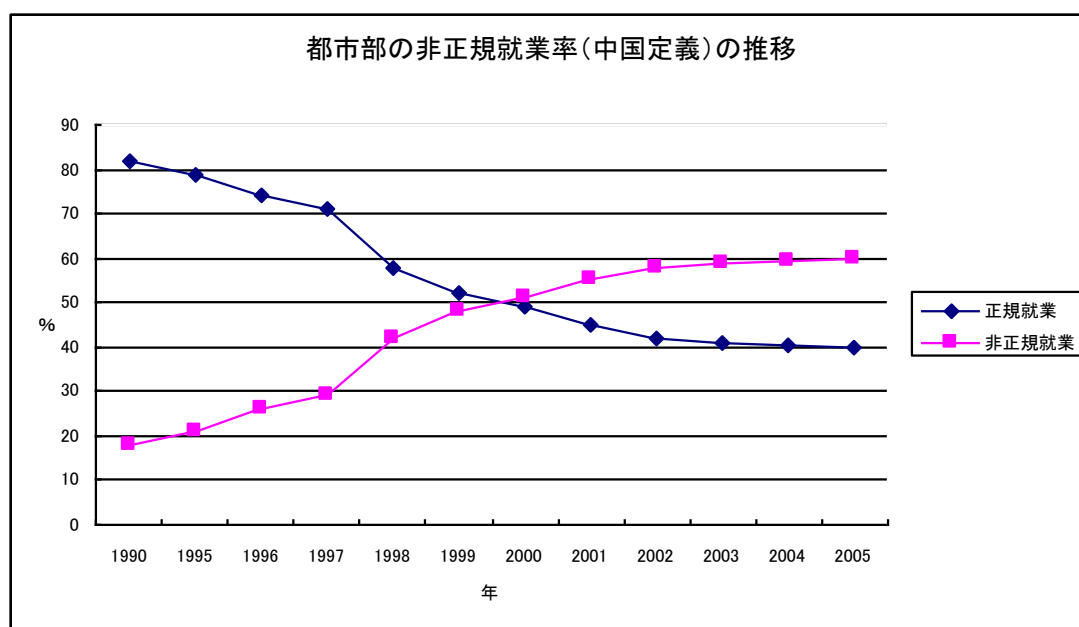
以上の定義に基づき公式統計から非正規就業者数を算出するのだが、公式統計では私営企業と個人業主以外の非正規部門就業者について直接の把握をしていない。これは中国の労働統計が基本的に企業調査ⁱⁱⁱに基づいておりその調査範囲が上記正規部門の法人単位に限定されているためである。私営企業と個人業主については行政登記資料を整理したものを公式統計としているが、それ以外の非正規部門就業者数がそのため把握できない。そのため非正規就業者数の算出は以下のように『人口センサス』に依拠する都市部就業者数から正規部門正規就業者数を引き算するかたちで求めることになる。

$$(\text{都市部}) \text{非正規就業数} = \text{都市部就業者数} - \text{正規部門正規就業者数}$$

但しここで注意が必要なのは『中国統計年鑑』や『中国労働統計年鑑』が『人口センサス』に依拠して掲載している「都市部就業者数」は都市戸籍の保持者に限定していることである。中国で通常用いられている非正規就業の定義は、「都市戸籍をもつ者のうち、正規部門正規就業以外の非正

規部門就業および正規部門非正規就業を指す」としなければ正確さを欠くことになる。後で検討するように、1 億人ほどいるとされる農村から都市への出稼ぎ労働者(農民工)は大多数が非正規就業者であるが、この約1億人の農民工を考慮に入れない都市戸籍者に限定した定義(以下これを中国定義と呼ぶ)に沿って都市部就業者に占める非正規就業者の割合の推移をみたものが図-1である。また「都市部就業者数」は10年に一度の人口センサスivに依拠しているため、『中国統計年鑑』や『中国労働統計年鑑』に掲載される毎年の「都市部就業者数」の全国集計はあくまで人口センサスから国家統計局が推計した推計値である。その推計方法については『統計年鑑』では記載されていない。

図-1



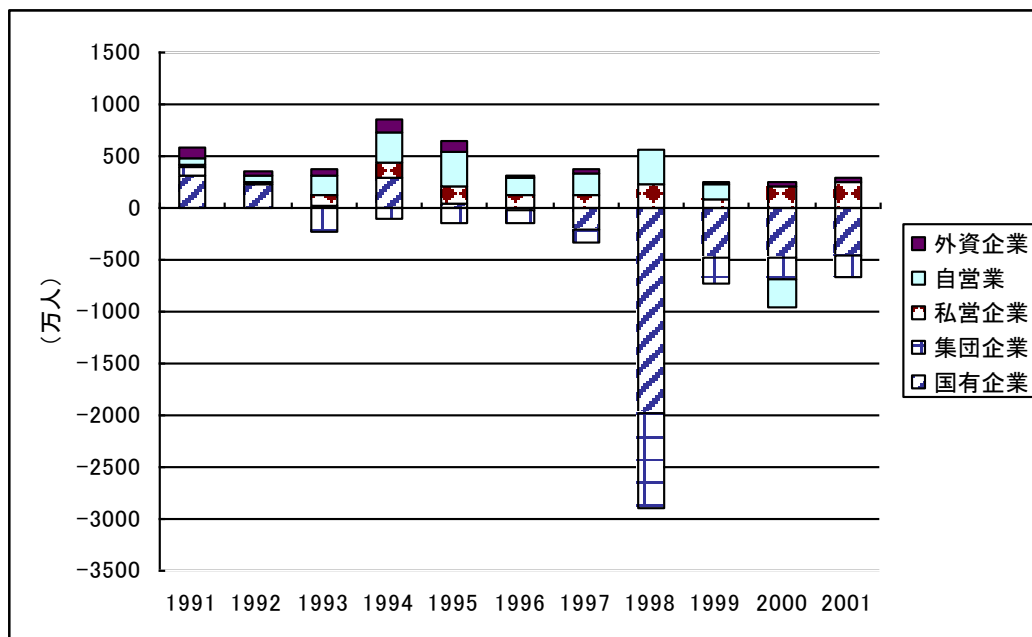
出所)「中国統計年鑑」各年版

(2) 非正規就業者数とその属性

ともあれ中国定義に従うと2006年の非正規就業者数は1億6825万人であり、都市部就業者2億8310万人の59.4%を占めることになる。上述の復旦大学研究グループの計算より非正規就業者が4千万人ほど多くなっているのは、3954万人いる私営企業就業者をここでは含めているためである。非正規就業者の内訳としては、1億6825万人のうち3954万人の私営企業就業者、3012万人の個人業主合わせて約7千万人は把握されているが、残りの約1億人については単に全体から正規就

業者と私営企業・個人業主を除いた残差として把握できるのみで、その就業先等については不明ということになる。この「不明」者としての非正規就業者の非正規就業者数全体に占める割合は、96年の49%から06年の59%と10年で10ポイントほど増加しており、私営企業就業者や個人業主よりも速いペースで増加していることがわかる。

図-2 企業類型別の就業者数増減の推移



出所「中国統計年鑑」

注:98年に集団企業、国有企業で減少幅が特に多いのは、この年に統計の定義が変更され、それまで就業者に含まれていた一時帰休者(下崗)を含めなくなったためである。

全体としての非正規就業者は95年から2001年頃にかけて特に増加しているが(図-1)、それはこの時期に国有企業でリストラが大幅に行われ、図-2にみるように、都市部労働市場における雇用吸収の主役が国有企業、集団所有制企業などの正規部門から私営企業、自営業などの非正規部門に移ったことによると考えられる。この点をさらに確認するために、地域別(省や市)に非正規就業率を調べてみたかったが、すでに述べたように全国集計の「都市部就業者」は人口センサスからの推計値が掲載されており、そのためその推計値を用いて非正規就業者を割り出すことが可能であるが、地域別、年齢層別、男女別などで掲載される「都市部就業者」は全国集計とは算出根拠が異なり、それぞれ地域別、年齢層別、男女別などの都市部の正規部門就業者に私営企業と自営業の就業者を加えただけの数値となっている。このため分母となる就業者数が分からず地域別、年齢層別、男女別などの非正規就業率を求めることはできない。

管見では全国集計時と同じ定義での地域別、年齢層別、男女別などの都市部就業者数のデータは見当たらない。これはすでに述べたように中国の労働力調査は企業調査を基本とするが、その調査範囲が正規部門の法人に限定されているため私営企業、自営業については行政登記資料でカバーするもののそれ以外の外側については把握していないためである。全国の都市部就業者数については辛うじて人口センサスに依拠して推計しているというのが実態である。したがって属性別の非正規就業者は別の手段で調べるしかないが、男女別の非正規就業者について労働白書〔労働和社会保障部労働科学研究所:2005〕では記述があり、ここではそれを参考にする。

表－1 男女別都市部非正規就業率(2003) 単位:万人

	計	男性	女性
都市部就業者数	25639.0	14511.7	11127.3
正規就業者数	10969.7	6813.6	4156.1
非正規就業者数	14669.3	7698.1	6971.2
非正規就業率(%)	57.2	53.0	62.6
出所)〔労働和社会保障部労働科学研究所組織:2005〕			

労働白書では2004年の『中国労働統計年鑑』と2000年の『人口センサス』(〔国务院普查办公室・国家统计局人口和社会科技統計司編:2001])を用いて男女別の非正規就業率を求めている。2000年の人口センサスから2003年の都市部の男女別就業者数をどう推計したのかについて記述がないため、詳細の確認はできないが、これを転載したものが表－1である。この表－1によれば、非正規就業率(2003年)は男性で53.0%に対して、女性で62.6%と約10ポイント女性の方が高い。とはいえ意外と男女間の差は小さいともいえる。この点について白書では、全国中華婦女聯合会が2000年に実施した第二期中国婦女社会地位調査vのデータを利用して、さらに次のような分析をしている。つまり、正規就業/非正規就業を被説明変数とし、戸籍、党员、教育年数、リストラ経験、年齢、性別、婚姻状況の7つの変数を説明変数とする回帰分析を行っている。その結果は、後にみるように戸籍の影響が最も大きく、具体的には都市戸籍者は農村戸籍者に比べて正規就業の可能性が11.8倍高いという結果になっている。続いて非リストラ経験者はリストラ経験者に比べて正規就業の可能性が3.57倍高く、教育年数が1年多くなると正規就業の可能性は30.1%高まるとなっている。性別についてはしかし男性の正規就業の可能性は女性より14.6%高いにとどまり、7つの変数のな

かで最も影響が小さい結果となっている。

この結果についての解釈であるが、第二期中国婦女社会地位調査データは農村戸籍者も含めたデータであるが、戸籍を分けずに回帰分析することの意義がある反面、そのことで解釈が困難になっている面もある。つまりこれまでみてきた中国定義の非正規就業者では農村戸籍者が含まれず、そのため非正規就業者の定義として片手落ちであったのを補足する意義がある反面、非正規就業者のかなりの割合を占める農村戸籍者の属性(学歴が相対的に低いことなど)の影響を強く受けてしまい、都市戸籍者のどういった属性の者が非正規就業する可能性が高いのかについて細かな分析が難しくなっている。その点を考慮した上で、分析結果から伺えるのは、市場経済化の波が90年代に労働領域に及ぶなかで、都市戸籍者にとって従前は聖域として守られていた公有制部門の職域が次第に次節でみる農村からの出稼ぎ労働者に侵食され、公有制部門すなわち正規部門への就業が徐々に狭き門となってしまった。そこから弾かれたのは先ずリストラされた下崗員工であり、女性の割合が若干多い下崗員工はその後出稼ぎ農民工と職域の重なる非正規就業の場で活路を見出す。また、かつては都市戸籍者にとって聖域だった職域のうちその後農民工に侵食された代表的なものとして製造業のライン労働などがあり、これらは概ね中卒・高卒の都市戸籍者が就業する職域であったため、相対的に教育年数の低い者が正規部門からあぶれる結果になったものと考えられる。

(3) 非正規就業拡大の要因

都市部非正規就業者の属性から非正規就業が90年代半ば以降拡大してきた主要な要因が見えてくる。改めて整理すると、都市戸籍者のうち非正規就業に就く傾向がより強いのは、リストラ経験者、学歴が相対的に低い者(中・高卒者)、就業経験年数の短い者、女性である。このことから以下のような非正規就業拡大の道筋が見えてくる。都市部の労働市場を三層構造として捉えると([丸川: 2002])、第一層に学歴面で大卒以上、職種で管理職、専門職を主とする労働市場、第二層に、学歴で中・高卒、職種で一般職・工員を主とする労働市場、そして第三層に、学歴で中・高卒、就業形式として非正規就業の労働市場が重層的に存在している。本稿が扱う非正規就業とは基本的にこの第三層を指し、第一層、第二層は正規部門である。そしてこの第三層が90年代半ばから拡大してきた。都市部で人口数的にボリュームのある中・高卒層(90年代半ば時点で中国の大学進学率は10%未満)を従来吸収してきた公有制部門の一般職や製造業のライン労働、商業のサービス員つ

まりここで言う正規部門の第二層がしかし90年代半ば以降特に合理化の対象となり、大量の下崗員を吐き出し、新規雇用吸収の力量も低下した。そのためこれら下崗員と多くの新規中・高卒者が正規部門に加われず、後述の出稼ぎ農民工と競合する市場である第三層の非正規就業に落ち込んだこと、そして次節で検討する内容を先取りすると90年代以降も引き続き増加する出稼ぎ農民工がこの第三層労働市場に流入したことの二つが、中国での非正規就業拡大の二大要因と考えてよいだろう。

先取りしてしまった農民工の非正規就業について次節でみていく。

3. 出稼ぎ農民工を加味した都市部の非正規就業者

(1) 農民工の都市部での就業

農村からの出稼ぎ労働者はこれまで「民工」と呼ばれることが多かった。2006年3月に国务院が「農民工問題の解決に関する若干の意見」という40条からなる通達(以下「農民工問題40条」と略す)を出し、政府の公式文書で農民工という呼称が初めて使用されて以降、農民工という呼称が定着してきている。農民工とは「農村戸籍をもちながら、主に非農業に従事するもの」とされ、完全に都市に定着し出稼ぎ労働者となっているもの、農繁期は農業に従事し、農閑期だけ都市で出稼ぎ労働者となっているもの、農村で郷鎮企業など非農業に従事するものが含まれる。ここでは都市で出稼ぎ労働者となっているものを問題としているため、それを出稼ぎ農民工と呼ぶ。

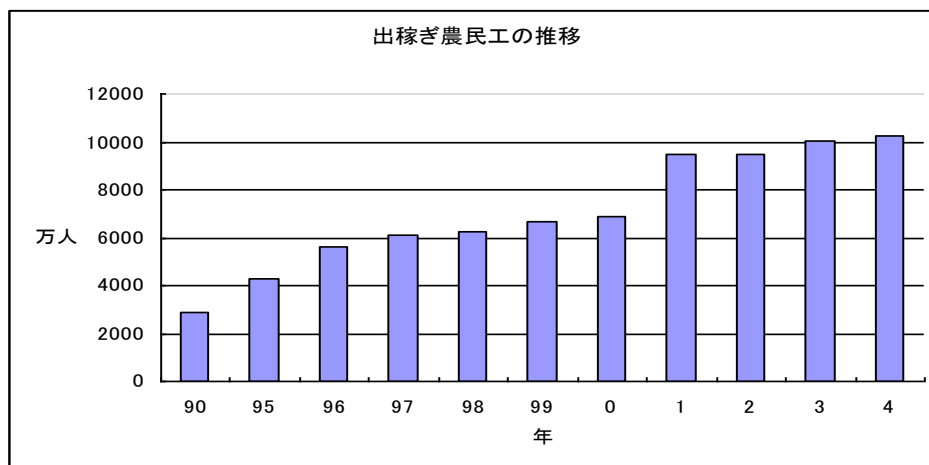
2004年に中国の人口は13億人に達したとされるが、人口センサスに依拠する推計ではその41%にあたる5.4億人が都市に居住しているとされている。しかし公安行政で行われる戸籍統計では同年の都市人口は3.6億人となっており、両者に1.8億人の開きがあるが、それは人口センサスが居住地をベースに、公安行政の戸籍統計が戸籍地をベースに集計しているためで、したがってギャップとなっている1.8億人は、基本的に出稼ぎ農民工とその家族であると考えられることができる([厳:2007])。つまり2004年現在、都市居住者の3人に1人が農村戸籍者という計算になる。

出稼ぎ農民工が都市で正規部門に正規就業することは基本的にないため(国有企業に就業する農民工のうち正規就業している者の割合は0.1%となっている)、出稼ぎ農民工をそのまま非正規就業として扱い非正規就業の近接値を求めることにする。

(2) 出稼ぎ農民工の人数

国務院の調査[国務院研究室課題組:2006]によれば、3ヶ月以上外出して都市で就業する出稼ぎ農民工は2004年現在1.18億人いると推計されている。これは農村労働力の21%に相当し、男女比は男性が66%、女性34%と男性の方が多い。但し大島[大島:1996]によれば、男性では各年齢層とも出稼ぎ農民工となっているのに対し、女性は若い未婚期に集中している傾向があり、15-19歳の出稼ぎ農民工では女性が75.9%と圧倒的に多い。就業先の業種では、製造業30.3%、建築業22.9%の二つで過半数を超え、他にサービス業10.4%、小売業・外食業・宿泊業11.3%と続く[国務院研究室課題組:2006]。出稼ぎ農民工の推移に関して、比較的長期にデータがあるものとして農業部固定観察点農家調査があるvi。この調査と『中国統計年鑑』を用いて[嚴:2007]が出稼ぎ農民工の推移を出している(図-3)。

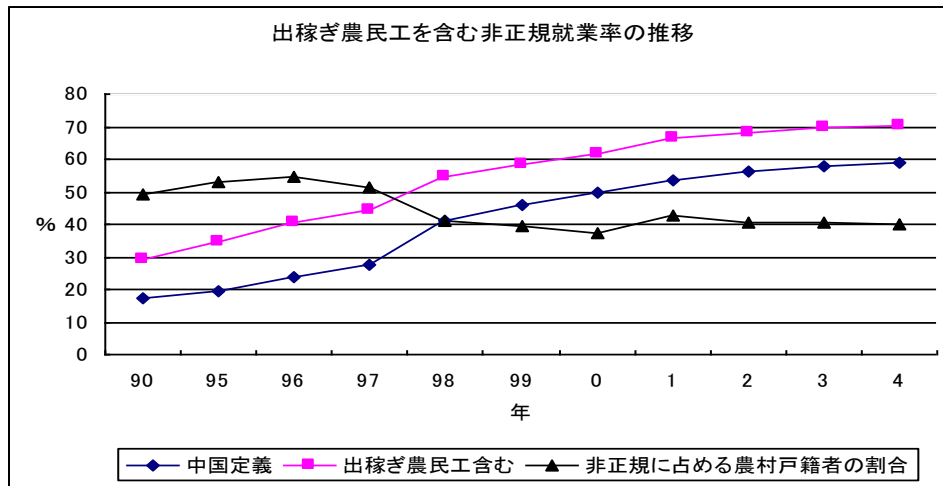
図-3



出所)[嚴:2007:73]

国務院の調査と農業部固定観察点農家調査では出稼ぎ農民工の人数に違いがあるが(2004年で国務院の調査では1.18億、農業部固定観察点農家調査では1億260万)、ここではこの差異についての検討は別の機会に譲り、この図-3の出稼ぎ農民工を図-1での中国定義の非正規就業率に加えて、「出稼ぎ農民工を含む非正規就業率の推移」をみてみた(図-4)。

図-4



出所) 図-3、図-5に同じ。

2004年に2億6476万人の都市部就業者(農民工含まず)の58.7%に相当する1億5539万人が非正規就業者であり、これに同年の出稼ぎ農民工1億260万人を非正規就業者に加えると、都市部就業者(農民工含む)の70.2%に相当する2億5799万人が都市部の非正規就業者であり、非正規就業者の約4割(39.8%)が出稼ぎ農民工ということになる。

時系列にみた際、都市部非正規就業者に占める出稼ぎ農民工の割合が90年代半ばに低下しているのが多少意外だが、これは96年から98年にかけて国有企業や集団所有制企業でのリストラが加速したことと関係があると思われる。

4. 都市戸籍者の非正規就業

(1) 非正規就業と非正規雇用

すでにみたように、非正規就業には私営企業就業者や個人業主が含まれる。とはいえ日本で言うところの非正規雇用の問題やその存在がもちろんないわけではない。実際、全体数の把握は難しいものの、パートタイム、アルバイト、派遣、請負、季節工などの存在があり、これら非正規雇用者の賃金水準や社会保障のカバー率は正規雇用者に比して大きな落差があるなど非正規雇用特有の

問題も存在する。簡単にいえば、非正規雇用の事実とその問題は存在するが「非正規雇用」という用語がないのである^{vii}。それには経緯があり、中国で計画経済期の「単位」(公的所有の職場組織)での終身制の正規雇用しかなかった状態から、改革開放の中で発生した「それ以外」(私営企業就業者や個人業主、柔軟な雇用形態など)の就業を指して「非正規就業」と呼ぶことが現実に照らして有用であったため、この用語が広く定着しており、日本語での「非正規雇用」に相当する広く定着した中国語の用語がおそらくまだないものと考えられる。また統計上の制約もあり、非正規雇用問題を取り扱うに際しても往々にして非正規就業の物差しで研究が行われてきた。もちろんこれは正確さに欠ける。ここではお茶の水女子大学 F-GENS^{viii}が 2004 年から行った中国・北京市でのパネル調査(以下、F-GENS 中国パネル調査と呼ぶ)を用い、都市部の非正規雇用について俯瞰する。

(2) 北京市の非正規雇用とその属性

F-GENS 中国パネル調査では、有業者の就業形態に関し、①政府機関の正規雇用者、②企業・団体の正規雇用者、③非正規雇用、④個人業主、⑤自営業の家族従業者、⑥家庭副業、⑦その他、の7項目から一つを回答者に選択させる形式をとっている。従ってこの調査で把握できる非正規雇用者は、日本語でいう非正規雇用者に近似したものと考えてよい。

ここで①②を正規雇用、③を非正規雇用、④⑤⑥を個人業主等として、男女別・年齢別に就業形態比率をみた(表-2)。調査データから男性の非正規雇用率は 8.7%、女性の非正規雇用率は 15.0%であり、男女計では 11.7%となっている。これは先にみた非正規就業率とは大きく異なるが、非正規就業者の約4割を占める農民工(全国で約1億2千万人)が省かれ、さらに個人業主(全国で約3千万人)と私営企業就業者(全国で約4千万人)のうち正規雇用者は除かれていること、またこの調査はあくまで北京中心部の8区で行われたものであり、これをそのまま全国平均に近似していると考えすることはできない(労働市場のあり方に地域差が大きいこと)ことなどを勘案すると、決して的外れの数値ではないと思われる。以下、非正規雇用の属性についてみる。

表-2 男女別・年齢別にみた就業形態比率(%)

	年齢	正規雇用	非正規雇用	個人業主等
女性	25-29	75.4	10.9	13.7
	30-34	72.0	11.8	16.1
	35-39	73.1	15.6	11.4
	40-44	79.3	10.4	10.4
	45-49	72.4	23.6	4.1
	50-54	65.6	29.7	4.7
	男性	25-29	75.9	6.4
30-34		72.4	10.8	16.7
35-39		77.4	5.5	17.1
40-44		76.8	10.1	13.1
45-49		82.3	9.8	7.9
50-54		84.4	10.4	5.2

性別・年齢別にみて特徴的なのは特に女性の場合、45歳を過ぎると非正規雇用率が大幅に上昇していることである(表-2)。これは、定年退職の時期が男女で異なり、女性は男性より5歳早く定年となるというのが国有企業をはじめ慣行としてあること、また早期退職を促され定年を待たずに退職するケースが女性が多いため、45歳を境に正規雇用で働く職場を退職する人が出始め、そのまま一部は無業者となり、一部は収入を求めて非正規雇用として再就職しているからと解釈できる。

学歴に関しては、女性の正規雇用者の最終学歴比率は中学・高校卒が50.1%、短大(専門学校)卒が27.4%、大卒以上が21.8%であるのに対し、非正規雇用では、それぞれ79.5%、16.7%、3%とかなり明瞭に学歴と就業形態の関連がみられる。男性についても女性と同様に、高学歴の正規雇用者と相対的に低学歴の非正規雇用者という関連がみられる(男性正規雇用では中学・高校卒が57.8%、短大(専門学校)卒が21.7%、大卒以上が21.3%、非正規雇用でそれぞれ77.6%、16.9%、4.5%)。このことは労働市場の三層構造が学歴と強く関連していることを考えれば想定どおりの結果である。つまり中学・高校卒者が流入する第二層の労働市場(正規雇用の一般職)が90年代半ばの大規模なリストラで特に合理化の対象となり、第三層の労働市場(非正規就業)へ落ち込んでいったものと思われる。

(3) 非正規雇用の労働時間

労働時間数に関しては興味深い結果となった。日本では非正規雇用者の中で女性のパートタイム等が大きな部分を占め、男性正規雇用者の長時間労働に比して短い労働時間という印象があるが、中国ではそうではない。表-3に見るとおり、女性の正規雇用で週労働時間が30時間超～40時間以下と回答する割合が64.9%で最も多く、40時間超とする回答が26.0%。つまり残業をせず定時きっかりに仕事を終えている人が今でも多数であることが伺える。また30時間以下も9.1%いる。これに対し非正規雇用では、週労働時間30時間以下が18.1%と正規雇用よりも割合が高いのは当然首肯できるとして、30時間超～40時間以下が47.7%と正規雇用よりも低く、40時間超が34.1%とむしろ長時間労働である割合は正規雇用よりも非正規雇用の方が高いのである。男性も女性と同様であるがよりその傾向が顕著である。男性の正規雇用者は週労働時間30時間以下が7.6%、30時間超～40時間以下が59.7%、40時間超が35.5%であり、女性正規雇用と比して定時どおりに帰宅する人が減り、残業が若干多くなっている。非正規では半数を超える人が40時間超と長時間労働である割合が最も高くなっている。

表-3 性別・就業形態別にみた週労働時間数(%)

		30時間以下	30時間超～40時間以下	40時間超
女性	正規雇用	9.1	64.9	26.0
	非正規雇用	18.1	47.7	34.1
男性	正規雇用	7.6	59.7	35.5
	非正規雇用	14.7	33.7	51.6

このことはどう解釈できるのか。週30時間以下労働が男女ともに非正規雇用で多いのは、就くことのできた仕事がそういう仕事だったケース、主体的に労働時間をセーブしたケースとして理解できる。週労働時間が40時間超と回答する割合も非正規雇用が多いのは、おそらく非正規雇用が低賃金であり、生計を維持するための収入を労働時間数を増やすことでまかなっている層が一定割合存在することを意味すると解釈できる。事実この調査でも非正規雇用の時間給は女性で正規雇用の66.7%、男性で64.0%となっている。

因みにこの調査では週労働時間を尋ねる質問項目以外に、生活時間に関する日記形式の調査

も行っている。そこでの労働時間をペイドワーク、アンペイドワークに束ね^{ix}、就業形態別に生活時間をみたものが表-4である。

仕事時間であるペイドワークについて男性ではやはり非正規雇用の方が正規雇用よりも若干ではあるが長くなっている。女性については非正規雇用も正規雇用も平均仕事時間はほぼ同等である。この表-4だけでは特徴的な点を見出すことが難しいが、労働市場の三層構造に対応させて有配偶者の世帯類型を次のように3類型に分けて生活時間を集計するとみえてくる特徴がある。

表-4 性別・就業形態別にみた平日一日の生活時間(分)

	女性		男性	
	正規雇用	非正規雇用	正規雇用	非正規雇用
ペイドワーク	459	445	493	504
アンペイドワーク	103	115	45	40
全労働時間	562	560	538	544

a. 高所得階層:夫・第一層+妻・第一層

この類型では夫は労働市場の第一層で学歴は主に大卒以上。もちろん所得階層で類型化するのであれば、弁護士など個人業主もここに入る。ほぼ同程度の学歴の相手と結婚するケースが多いことから、妻も同様に第一層であり、職種は専門職、管理職、技術職などの高賃金職で、ともに正規雇用。中国で新たに誕生した中間層と言われるのは概ねこの世帯類型であり、都市郊外のマンションに住み、マイカーを購入するなど新しい消費スタイルの牽引者でもある。世帯所得が1万円前後以上を中間層とすると、世帯所得分布からみて都市人口の1～2割ほどがこの類型と思われる。

b. 中所得階層:夫・第二層+妻・第二層

この類型では夫は労働市場の第二層で、学歴は主に中学・高校卒。妻も同様に、ともに一般職の正規雇用。消費を謳歌するには所得が不足、生計維持のための共働き世帯。世帯所得分布からみて都市人口の7～8割ほどがこの類型と思われる。

c. 低所得階層:夫・第二層+妻・第三層(非正規雇用)

この類型では夫は労働市場の第二層であるが、妻が第二層から第三層に落ち込んでしまった世帯。もちろん夫の方が第三層に落ち込んでしまうケースもあるが、先にみたように男性の非正規雇用

率が女性よりも低いことからここでは割愛している。また北京市での女性の非正規雇用率が 15.0% だったことから単純に計算して都市人口の 15%程度がこの類型と推測される。

この3類型のうち特に世帯類型c. に注目して家事時間をみるとx、有配偶世帯全体では夫の家事に費やす時間が 0.41(妻=1)であるのに対し、世帯類型c. では、0.18(妻=1)であった。つまり妻・非正規雇用世帯である類型c. では、妻が家計所得面で補助的役割である反面、家事労働の面で主導的役割をこなしている。これは家計所得での妻の貢献比や家事の貢献比の数値に違いがあるとしても、日本でのいわゆる妻パート世帯に類似している。このことは、中国で 90 年代以降労働市場が流動化する中で、非正規雇用が拡大し、特に労働市場第二層の女性が第三層の非正規雇用に押し出され、世帯類型の観点からみれば、日本での妻パート世帯に近似する世帯類型c. を新たに出現させたことを示唆している。もちろん日本での妻パート世帯との違いにも気をつける必要がある。日本では妻パートの平均労働時間は女性正規雇用者に比して短い、中国では逆に女性非正規雇用は正規雇用者以上に長時間労働に従事する割合が高いことは先にみたとおりである。

5. おわりに

中国の非正規就業の属性(地域、年齢、学歴、性別、戸籍など)を十分にはみていないため、あくまでスケッチに留まるが、以上みてきたことから、中国での非正規就業の拡大は、都市部で 90 年代半ば以降雇用吸収の担い手が正規部門から非正規部門に移行したことが主因で、それに加えて出稼ぎ農民工が増加したことによるとまとめることができるだろう。属性に立ち入った非正規就業の詳細な分析は今後の課題としたいが、大きな変化の方向性として整理すると、都市部の労働市場を三層構造として捉えると、第一層に学歴面で大卒以上、職種で管理職、専門職を主とする労働市場、第二層に、学歴で中・高卒、職種で一般職・工員を主とする労働市場、そして第三層に、学歴で中・高卒、就業形式として非正規就業の労働市場が重層的に存在している。本稿が扱う非正規就業とは基本的にこの第三層を指し、第一層、第二層は正規部門である。都市部で人口数的にボリュームのある中・高卒層を従来吸収してきた公有制部門の一般職や製造業のライン労働、商業のサービス員つまりここで言う正規部門の第二層がしかし 90 年代半ば以降特に合理化の対象となり、大量の下崗員を吐き出し、新規雇用吸収の力量も低下したため、これら下崗員と多くの新規中・高卒者が正

規部門に加われず、出稼ぎ農民工と競合する市場である第三層の非正規就業に落ち込んだこと、そして 90 年代以降も引き続き増加する出稼ぎ農民工がこの第三層労働市場に流入したことの二つの要因が、中国での非正規就業拡大に影響していると考えられる。

i 細かくいえば他に、株式合作単位、聯営単位、香港マカオ台湾資本企業などがある。

ii 「中華人民共和国私営企業暫行条例」(1988 年 7 月 1 日)。

iii 「労働統計報表」

iv 1990 年と 2000 年に実施された。他に中間年に行われる「1%人口抽出調査」があり、1995 年と 2005 年に実施された。

v 第一期は 1990 年に実施された。

vi 1986 年に調査が開始された。本調査では、出稼ぎ農民工は外出期間が 3 ヶ月以上の者として定義されている。

vii 非正規雇用の部分をなす派遣や請負、季節労働、アルバイトなどの用語は当然存在する。またそれらを統括する用語として「弾性労働」、「不安定労働」、「靈活労働」、「非典型雇用」などもあるが、公式な定義はなく、かつ広く定着しているとはいいがたい。[田：2007]は、労働社会保障部が「非全日制労働者」という用語を使用していることから、これが日本語での非正規雇用に相当する中国語の公式用語としているが、国家労働社会保障部の定義では、①労働者が同一の雇用単位で一日の平均勤務時間が 5 時間を超えず、②1 週間の累計勤務時間が 30 時間を超えず、③時間報酬による雇用形態を指すと定義しており、日本語でいう非正規雇用に比べかなり限定的である。さらに村上によれば上海市の通知では一日の勤務時間に関する規定はなく、ただ時間報酬による勤務形態と定義されており、また北京市の通知では、一日の勤務時間が 4 時間を超えないと定義するなど、行政の間でも定義がまちまちである[村上：2003]。このため、統一した公式の定義をもち、かつ広く定着した用語という意味において、「中国には「非正規雇用」という用語がない」といってよいと思われる。

viii お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア：〈女〉〈家族〉〈地域〉〈国家〉のグローバルな再構築」において、2004 年から中国北京市と韓国ソウルで行っているパネル調査。中国北京市での調査は、初回調査を 2004 年 7 月に行った。対象サンプルは、北京市中心部の 8 つの区に居住する 25 歳から 54 歳の男女各 1500 人。調査の詳細については、『家族・仕事・家計に関する国際比較研究 中国調査 第一年度報告書』を参照のこと。ここでは初回調査のデータのみを用いる。

ix この調査はプリコード方式で実施し、予め 14 に分類した時間項目を日記形式で記入するものである。14 分類は「睡眠」、「食事」、「通勤・通学」、「仕事」、「学業・研究」、「家事」、「買い物」、「介護・看護」、「テレビ・ラジオ・新聞」、「休息」、「趣味・娯楽・運動」、「ボランティア・社会的活動」、「交際」、「その他」である。このうちペイドワークは「仕事」時間を、アンペイドワークは「家事」、「買い物」、「介護・看護」、「ボランティア・社会的活動」を足し合わせた時間である。

x 実際に集計するに当たって、夫の学歴が中学・高校卒でかつ就業形態が正規雇用であり、かつ妻が非正規雇用の世帯として集計している。従って、この中には夫が管理職など労働市場第一層に属する者も含まれている。

<参考文献>

大島一二(1996)『中国の出稼ぎ労働者』、芦書房

玄田有史(2001)『仕事のなかの曖昧な不安』、中央公論新社

巖善平(2007)「農民工と農民工政策の変遷」、愛知大学現代中国学会編『中国21』Vol.26

高安雄一(2007)「韓国の非正規労働問題とその解決法」、環日本海経済研究所『韓国経済システム研究シリーズ No.12』

澤田ゆかり(2006)「中国の雇用と社会保障」、宇佐美・牧野編『新興工業国における雇用と社会政策：資料編』調査

研究報告書 アジア経済研究所

- 塚本隆敏(2007)『中国の労働組合と経営者・労働者の動向』、大月書店
- 田思路(2007)「中国における請負労働の現状と法的課題」、『神戸学院法学』第36巻題3・4号
- 丸川知雄(2002)『労働市場の地殻変動』、名古屋大学出版会
- 溝口由己(2005)「ジェンダーからみる中国の市場経済化：都市部労働市場の変化とジェンダー」、原伸子編『市場とジェンダー』法政大学出版局
- 村上幸隆(2003)「非全日制労働者に関する通知」、『中国法令』2003年12月号
- 若林敬子(2005)「中国の人口高齢化問題」、『海外事情』2005年9月号
- 国務院研究室課題組(2006)『中国農民工調研報告』、中国言実出版社
- 国務院普查弁公室・国家統計局人口和社会科技統計司編(2001)『中国2000年人口普查資料』、中国統計出版社
- 中国国家統計局『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社
- 中国国家統計局『中国労働統計年鑑』各年版、中国統計出版社
- 復旦大学(2007)『2006中国非正規就業発展報告：労働力市場的再観察』、復旦大学出版社
- 労働和社会保障部労働科学研究所組織編(2005)『2005年：中国就業報告』、中国労働社会保障出版社